

第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)の策定に向けて ～被害者団体・被害者支援団体からの要望聴取会～

- 犯罪被害者及びその支援に携わる者からの要望を把握し、犯罪被害者等基本計画の見直しの参考とするもの
- 内閣府ホームページ等で参加団体を広く募集
 - ※ 要望聴取会に参加できない団体については、文書のみ提出も受付
- 全国7箇所で開催
 - ※ 札幌(平成21年10月13日)、仙台(10月15日)、東京(9月28日～30日)、名古屋(10月6日)、大阪(10月7日・8日)、岡山(10月26日)、福岡(11月10日)

＜参加団体＞ 計 32団体

- ・全国犯罪被害者の会(あすの会)
- ・緒あしす
- ・犯罪被害補償を求める会
- ・あひる一会
- ・地下鉄サリン事件被害者の会
- ・9.11テロ事件被害者グループ
- ・性暴力をなくそうキャンペーン事務局
- ・TAV交通死被害者の会
- ・交通事故後遺障害者家族の会
- ・北海道交通事故被害者の会
- ・交通事故調書の開示を求める会

- ・全国被害者支援ネットワーク
- ・みやぎ被害者支援センター
- ・やまがた被害者支援センター
- ・神奈川被害者支援センター
- ・長野犯罪被害者支援センター
- ・京都被害者支援センター
- ・大阪被害者支援アドボカシーセンター
- ・被害者サポートセンターおかやま
- ・福岡犯罪被害者支援センター
- ・おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ
- ・リカバリー・サポート・センター
- ・被害者と司法を考える会

- ・全国女性シェルターネット
- ・女性の安全と健康のための教育支援センター
- ・全国婦人保護施設等連絡協議会
- ・JNATIP
- ・武蔵野大学心理臨床センター
- ・性暴力禁止法をつくろうネットワーク
- ・サバイバーズ・ジャスティス
- ・ハーティ仙台
- ・ウィメンズカウンセリング京都

※ この他、文書提出のみ～3団体

基本計画見直しに向けた主要望事項

第1 損害回復・経済的支援等への取組

- 1 損害賠償の請求についての援助等
 - 賠償金の国による立替払
 - 最高額ではなく補償自体を自賠責並みに
 - 交通事故の補償について自賠責への一本化
- 2 給付金の支給に係る制度の充実等
 - 給付金の適用範囲の拡大、支給対象の拡大
 - 緊急貸付制度の導入**
 - 生活保護の審査から給付金の金額を除外
- 3 居住の安定
 - 公営住宅への優先入居の徹底**
- 4 雇用の安定
 - DV被害者への配慮

第2 精神的・身体的被害の回復・防止の取組

- 1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
 - 性暴力に対するワン・ストップセンターの整備
 - 性犯罪被害者に対する医療費の公的負担
 - PTSD治療費の公的負担
 - 医療機関等における人材育成
- 2 安全の確保
 - 保護命令発令中の加害者情報の提供
- 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等
 - 公判傍聴における付添い支援員の傍聴席の優先的確保
 - 優先傍聴の際の犯罪被害者への配慮
 - 裁判所における被害者控え室の設置

第3 刑事手続への関与拡充への取組

- 1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等
 - 不起訴記録の開示、検察官手持ち資料の交付
 - 交通犯罪について送検前の実況見分調書等の開示
 - 被害者参加旅費の支給
 - 公判前整理手続への被害者参加
 - 性犯罪被害者に対する裁判員裁判・裁判官裁判の選択権付与

第4 支援等のための体制整備への取組

- 1 相談及び情報の提供等
 - 学校内における犯罪被害者に対する支援
 - 長期的支援への取組
 - 自治体に対する窓口設置の再徹底、自治体の被害者支援に対する意識の高揚**
 - 海外における邦人の犯罪被害者に対する情報提供
- 2 調査研究の推進
 - 性暴力被害の実態調査
 - 地方自治体レベルでの職員研修の充実**
- 3 民間の団体に対する支援
 - 民間団体に対する経済的援助の充実
 - 基金の創設
 - 募金について法的根拠の創設

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- 1 国民の理解の増進
 - 義務教育課程における被害者問題教育の推進
 - 性暴力に関する教育の義務化
 - 交通犯罪に対する国民の理解増進を図るために慰霊祭の開催

その他

- 振り込め詐欺残余金の犯罪被害者支援充実への活用
- 公訴時効の撤廃
- 性暴力禁止法の制定、性犯罪の厳罰化
- 被害申告のない隠れた性犯罪被害者への支援
- 犯罪被害者庁の設置

内閣府において実施した各種調査に係る調査結果報告

◆地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する調査

1 調査目的

地方公共団体における犯罪被害者等施策の総合的な推進に関する現状や先進的な取組事例、課題等を把握・分析し、国・地方公共団体双方における今後の施策の企画立案・実施の一助とする。

2 調査の進め方

(1) アンケート調査 対 象：全地方公共団体(47都道府県及び1,798市町村)
実施期間：平成21年6月22日～10月26日(調査基準日:6月1日)
回 収 率：100%

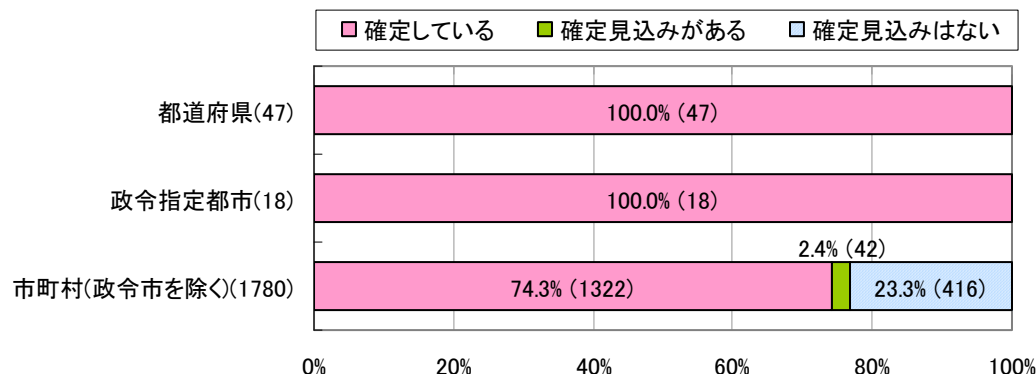
(2) インタビュー調査 対 象：アンケート結果等を基に4都道府県及び6市町を選定
実施期間：平成21年8月13日～9月8日

調査の主な内容

1 担当部局の確定状況・総合的対応窓口の設置状況

犯罪被害者等施策を担当する部局については、都道府県・政令指定市(以下「政令市」という。)ではすべて確定しているが、政令市を除く市町村(東京都特別区を含む。以下同じ。)の25.7%(458市町村)では確定しておらず、そのほとんどが確定見込み時期は未定としている。

【犯罪被害者等施策を担当する部局の確定状況】



犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対応する総合的な対応窓口を設置・設置予定の団体は、都道府県では93.7%、政令市では66.7%、市町村では42.3%となっている。

2 条例の制定状況

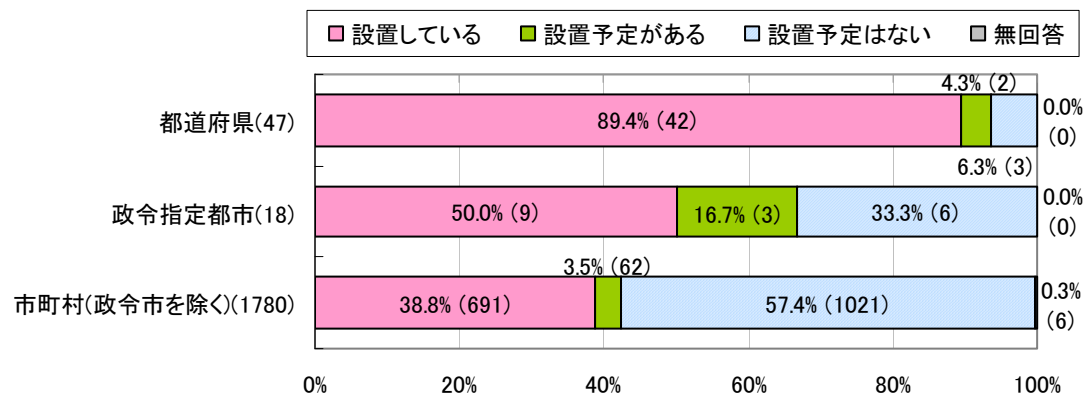
犯罪被害者等施策に関する規定を含む条例を制定している団体は、都道府県では18団体(38.3%)、政令市では2団体(11.1%)、市町村では133団体(7.5%)となっている。

犯罪被害者等に特化した条例(総合的な支援条例や犯罪被害者等に対する見舞金支給条例)を制定しているのは、都道府県が2団体(宮城県:宮城県犯罪被害者支援条例、神奈川県:神奈川県犯罪被害者等支援条例)、政令市はなし、市町村では57団体となっている。

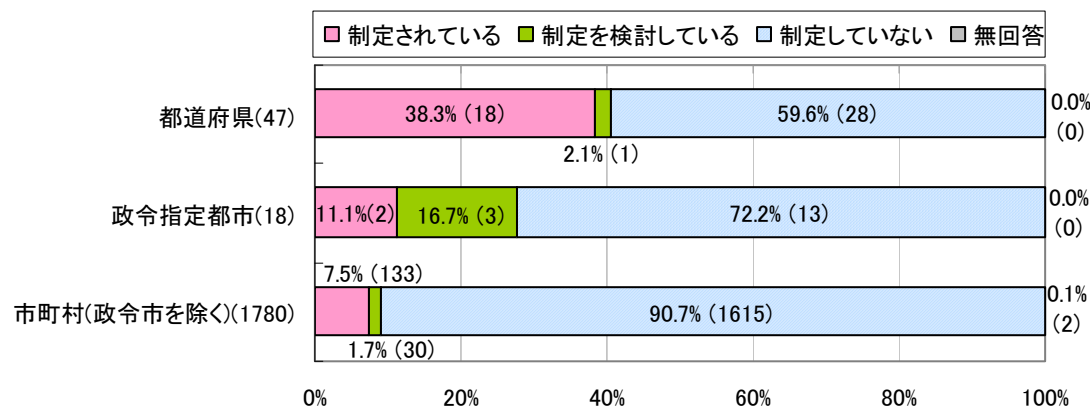
注1)nは犯罪被害者等に対する支援の推進に関する規定を含む条例制定地方公共団体数

注2)政令市においては、特化している条例は制定されていない

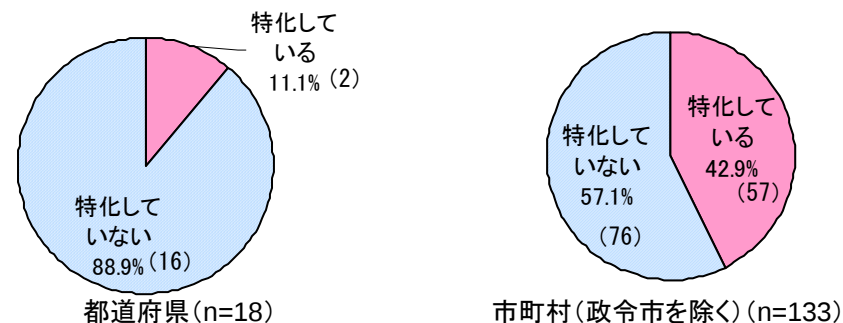
【犯罪被害者等からの相談・問い合わせに対応する窓口の設置状況】



【犯罪被害者等施策に関する規定を含む条例の制定状況】



【条例の制定形式(犯罪被害者等に特化した条例)】



3 独自の取組の展開等

先進的な地方公共団体の取組を踏まえて、各種支援制度の導入状況について調査をしたところ、結果は下記のとおりであった。

犯罪被害者等に見舞金等を支給する制度は、43市町村で導入されている。

犯罪被害者等に対して公営住宅や借上げ住宅への優先入居等の措置を講じている地方公共団体は、都道府県で36団体(78.3%)、政令市で5団体(27.8%)、市町村で45団体(3.3%)となっている。措置の内容としては、「抽選倍率の優遇」が50.0%、「抽選によらずに入居」が41.9%であった。

先進的な地方公共団体では、専門の相談員による相談対応、見舞金の支給、住居の提供、ホームヘルパーの派遣等による総合的な支援体制を整備している例(※)が見られる。

※ 大阪府摂津市、東京都杉並区、京都府久御山町など

4 まとめ

都道府県、政令市については、犯罪被害者等施策を担当する窓口部局がすべて確定されるなど、おおむね犯罪被害者等施策の推進が図られている。一方、市町村については、一部に先進的な取組が見られるものの、犯罪被害者等施策を担当する窓口部局すら確定していない市町村が25.7%存在するなど、全体としては十分な推進が図られていないことが懸念される。

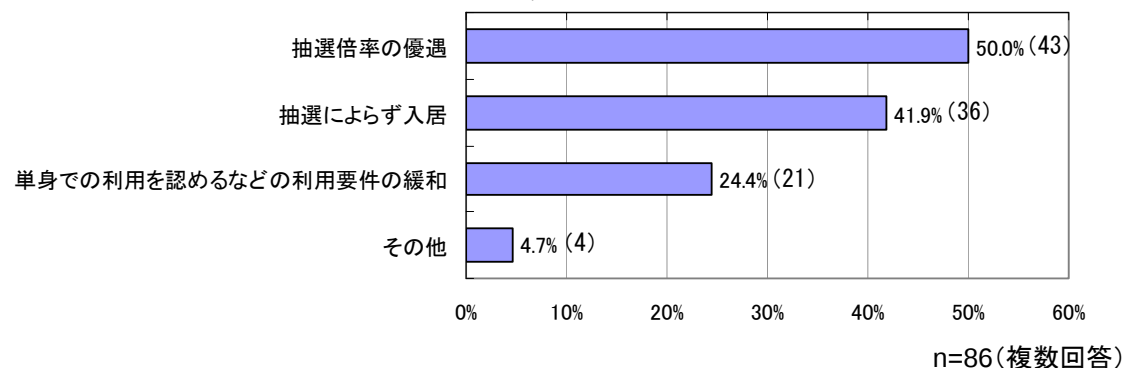
犯罪被害者等支援条例を制定し、総合的な犯罪被害者への支援体制を整備する取組が、東京都杉並区・大阪府摂津市を先駆けとして開始されており、他の地方公共団体においても同様の取組がなされることが期待される。

【各種支援制度の導入状況】

	都道府県(47)	政令指定市(18)	市町村(1780)	合計(1845)
見舞金等	0 0.0%	0 0.0%	43 2.4%	43 2.3%
奨学金等	1 2.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%
旅費支給	0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%	1 0.1%
公営住宅・借上げ住宅入居への配慮(※)	36 78.3%	5 27.8%	45 3.3%	86 6.0%
転居費用や家賃補助	1 2.1%	0 0.0%	2 0.1%	3 0.2%
家事支援・育児支援	0 0.0%	0 0.0%	8 0.4%	8 0.4%

※ 公営住宅や借上げ住宅の制度のない地方公共団体を除いた割合

【公営住宅入居での犯罪被害者等に配慮をする制度の内容】



◆犯罪被害類型別継続調査（平成19年度～平成21年度の3年間実施）

1 調査目的

被害類型別、被害者との関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況について継続的な調査を実施し、時間の経過に伴う当該状況の変化を把握し、その要因を分析することにより、

- ① 犯罪被害者等の置かれた状況を改善させるための効果的な施策は何か
- ② 犯罪被害者等基本計画の着実な推進が、犯罪被害者等の置かれた状況の改善にもたらした効果等の検討の参考とするとともに、
- ③ 調査結果につき、統計処理の上、公表し、様々な犯罪被害者等の置かれた状況に関する広報・啓発に活用することを目的とする。

本調査は、平成19年度から毎年継続して実施していたもので、平成21年度は3年目となる。

2 調査方法

(1)パネル調査(平成19年度からの継続調査)

犯罪被害に遭った人(＝犯罪被害者等※)へのアンケート調査を実施

有効回答数:115人(このうち3年間連続して回答を得たのは104人)

※ 平成19年度調査時点で、過去10年以内に殺人・傷害等、交通事故、性犯罪、その他の犯罪の被害に遭った被害者本人又は家族・遺族。

(2)Web調査(単年度調査)

一般生活者を対象としたモニターを利用したインターネットによるアンケート調査を実施

- ①過去10年間に犯罪被害に遭った人654人
- ②過去10年間に犯罪被害に遭っていない人700人(以下、「一般対象者」と表記)

3 調査のテーマ

(1)パネル調査

犯罪被害者団体及び犯罪被害者支援団体を通じて依頼した同一の犯罪被害者等に継続して調査を実施し、犯罪被害者等の3年間の変化を把握し、その要因を分析する。

(2)Web調査

単年ごとに無作為に抽出した犯罪被害者等及び犯罪被害の経験がない一般人を対象に調査を実施し、パネル調査を補完する。

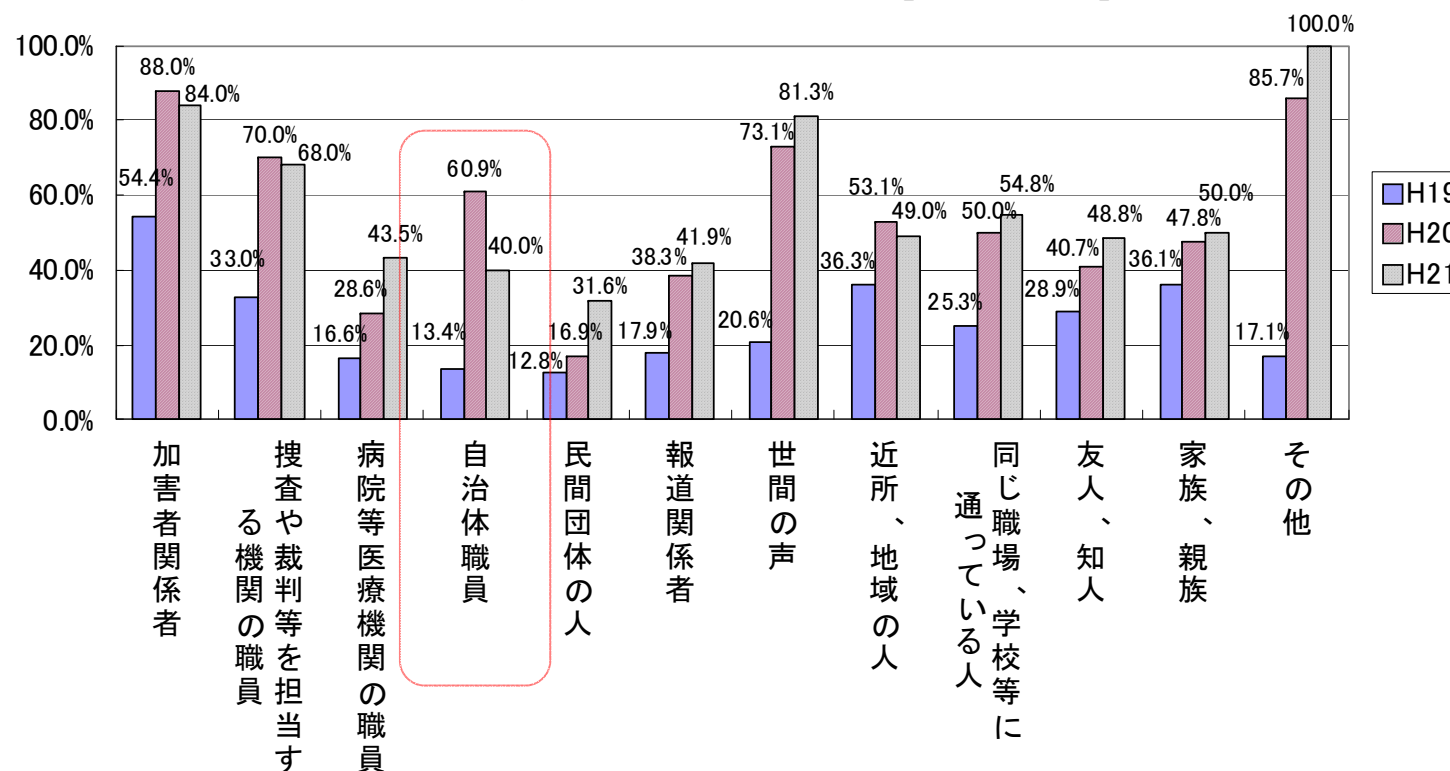
調査の主な内容

1 事件後に受けた二次的被害について

パネル調査における3年間連続回答の犯罪被害者等に、事件が起きてから関わりがあった人のうち、その言動や態度によって気持ちを傷つけられることがあったかたずねたところ、自治体職員から気持ちを傷つけられることが「多かった」、「少しあった」と回答した割合は、平成19年度調査時で13.4%、平成20年度で60.9%、平成21年度で40.0%である。

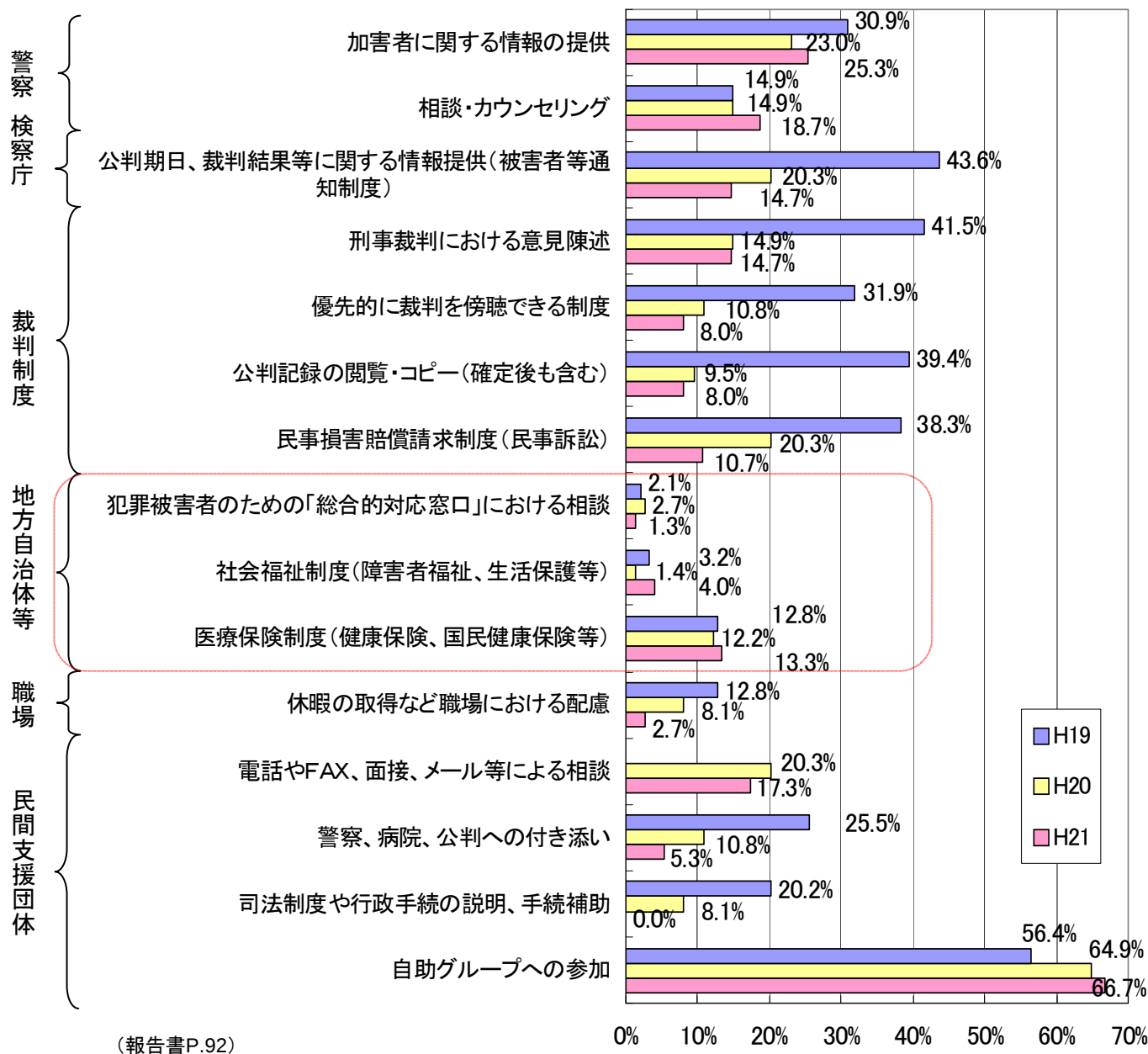
※ 平成19年度調査の数値は「事件後1年以降に傷つけられた」、平成20年度及び平成21年度調査の数値は「過去1年間に傷つけられた」であることに留意。

【パネル調査】 関連主体別、二次的被害の有無の経年推移
(言動や態度によって気持ちが傷つけられることが「多かった」、「少しあった」との回答和の比率)



2 事件後に活用した支援制度について

パネル調査に3年連続で回答した犯罪被害者等が、事件後に活用した支援制度の状況は、警察、検察や裁判制度における支援制度、自助グループへの参加は高い割合で活用されている一方、地方自治体等の支援制度の活用はいまだ低い割合にある。

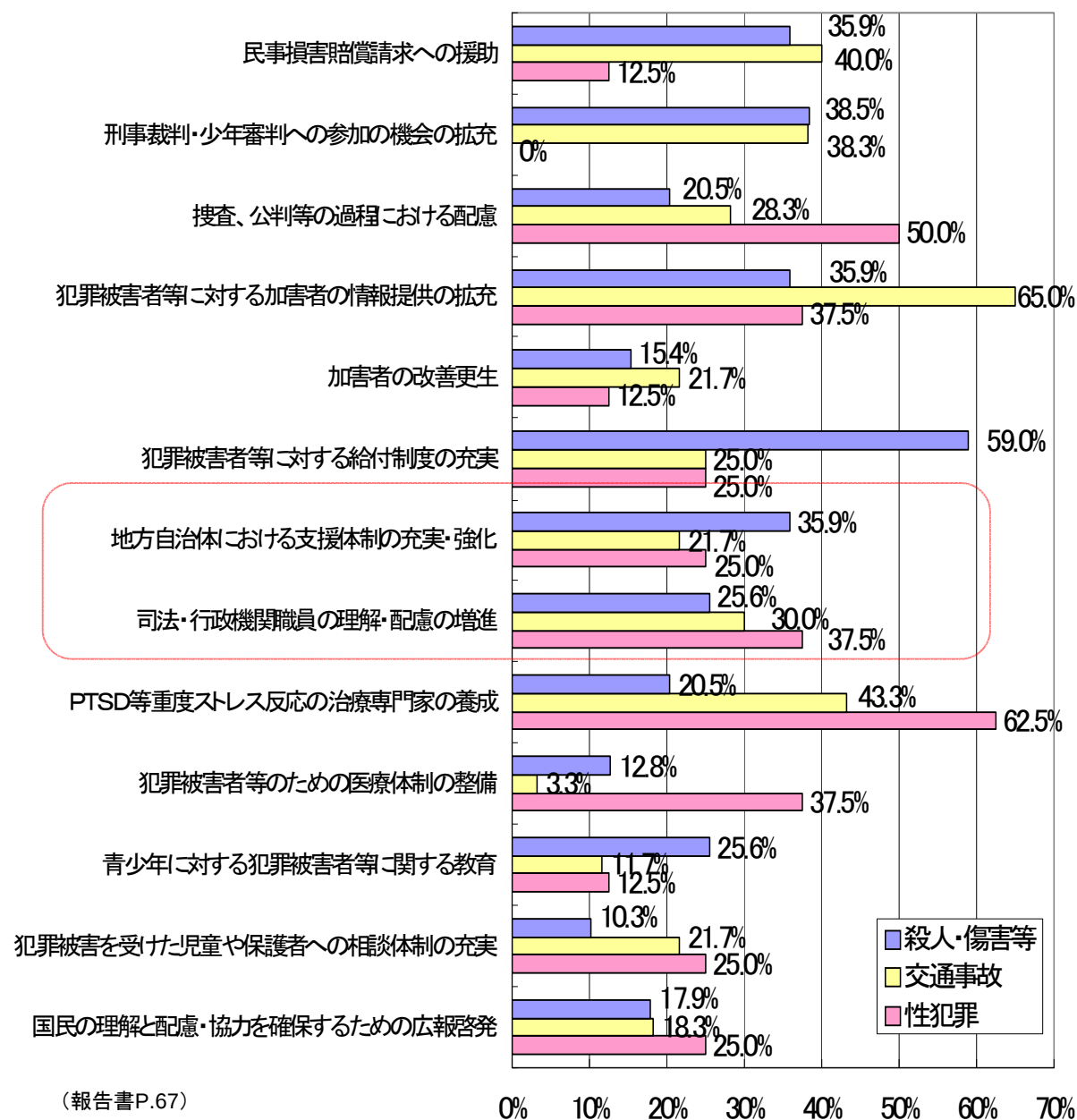


3 今後実現・充実させていくことが望ましい施策について

平成21年度パネル調査で、今後実現・充実させていくことが望ましい施策については、「犯罪被害者等に対する加害者の情報提供の拡充」や「民事損害賠償請求への援助」、「犯罪被害者に対する給付制度の充実」等を望む声が多い。類型別では、殺人・傷害等で「犯罪被害者等に対する給付制度の充実」(59%)、「犯罪被害者等に対する加害者の情報提供の拡充」(65%)、性犯罪で「PTSD等重度ストレス反応の治療専門家の養成」(62.5%)が高い割合となっている。

また、「地方自治体における支援体制の充実・強化」、「司法・行政機関職員の理解・配慮の増進」も、実現・充実を望む声が一定の割合を占めている。

【パネル調査】被害類型×実現・充実を望む施策(平成21年度)



平成21年度に実施したモデル事業について

民間団体への援助に関する検討会 最終取りまとめ（抄）

○民間団体との連携協力・援助の取組の推進

地方公共団体全体における業務委託・協働実施、公募企画型事業の実施等の形で、民間団体との連携協力・援助の取組が進むことが望まれる。（中略）国においては、地方公共団体の取組が促進されるよう、（中略）先進的な取組事例を全国的に普及していく観点から、国においてモデル事業を実施することも有効な方策の一つと考えられる。

○各地域社会における犯罪被害者等支援を促進する気運を醸成するための取組の推進

地域において、「支援の裾野を広げる取組」、「犯罪被害者団体等の協働」を主な柱としたモデル事業の実施

支援の裾野を広げる取組

（研修・セミナー事業）

【事業例】

- 犯罪被害者等からの相談に関するスーパーバイズ事業
- 犯罪被害者支援のためのセミナー事業

犯罪被害者団体等との協働

（講演会・啓発事業）

【事業例】

- 犯罪被害者支援に関するボランティア推進講演会事業
- 地域の事業主に対する犯罪被害者講演会モデル事業
- 犯罪被害者等に関する中高生向け啓発事業

モデル事業の成果を通じて得られたノウハウの全国的な普及啓発
報告書、ホームページ等によるノウハウ等の情報提供



地域全体における理解・配慮・協力の推進（支援の担い手となる人材の裾野の拡大、被害者支援の気運の醸成等）

犯罪被害者等からの相談に関するスーパーバイズ事業（北海道）

【目的】

犯罪被害者等が求める支援は多岐に渡り、様々な問題を抱えているため、相談内容も複雑であり、性犯罪のように長期間に渡り関わるケースもあることから、相談を受けるカウンセラー自体が相談の重さを実感したり、迷いを生じたりする場合もある。

このことから、内閣府、道立精神保健福祉センターと民間の犯罪被害者支援団体である社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンターが連携し、被害者相談を実施するカウンセラーのカウンセリング技術の向上等を図ることを目的として、モデル事業として実施する。

【実施結果】

①第1回事例検討会			②第2回事例検討		
日程	平成21年6月17日(水)		日程	平成21年8月19日(水)	
参加人数	30名		参加人数	38名	
場所	ホテルノースイン札幌北農健保会館		場所	ホテルノースイン札幌北農健保会館	
内容	○性犯罪被害者に関する事例検討 講師:田辺等(北海道精神保健福祉センター所長)		内容 ○パワーハラスメントに関する事例検討 講師:田辺等(北海道精神保健福祉センター所長)		
③第3回事例検討			④第4回事例検討及び研修会		
日程	平成21年10月14日(水)		日程	平成21年12月16日(水)	
参加人数	38名		参加人数	138名	
場所	北海道立道民活動センター		場所	北海道立道民活動センター	
内容	○交通事故被害者に関する事例検討 講師:田辺等(北海道精神保健福祉センター所長)		内容 ○基調講演「被害者支援の制度とところ」 講師:高橋シズエ(地下鉄サリン事件被害者の会代表世話人) ○報告:渡辺謡子((社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター) ○講演「犯罪被害者支援におけるカウンセリングの意義」 講師:田辺等(北海道精神保健福祉センター所長)		